

6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全の確保

【現状と課題】

子どもが健全に育っていくためには、まず何よりも子どもの安全が保障されなければなりません。

本市では、車の運転者や歩行者に対して注意を促す、路側帯のカラー舗装など通学路や歩道の整備を進めることで安全な歩行空間の確保に努めています。

平成 12 年からは、6歳未満の乳幼児に対し車に乗る際のチャイルドシートの着用が義務づけられ、平成 20 年6月からは「道路交通法」が一部改正され、幼児・児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用が努力義務として導入されました。車や自転車に乗る子どもの安全を確保するためには、チャイルドシートやヘルメットの着用について、保護者の意識を高めていくことが必要となっています。

大人も含めた交通安全意識の高揚や登下校時の危険個所の見守りなどにより交通事故のないまちづくりを進め、未来を担う子どもたちのかけがえのない命を守っていくことが必要です。

【今後の方向性】

- 通学路・生活道路を中心に交通安全施設の整備などにより、良好な交通環境の確保に努めます。
- 保育園・幼稚園・学校における交通安全教室の充実を図り、子どもの交通安全意識を高めます。
- 市民全体に対し、街頭指導などを通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。
- 様々な機会を通じてチャイルドシートや幼児・児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を保護者に促し、子どもの安全確保に努めます。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
幼児に対する交通安全教室	保育園・幼稚園で親子を対象とした交通ルールの学習教室を実施します。	安全安心課 保育園児・幼稚園児・保護者
幼児交通安全クラブの活動支援	保育園児・幼稚園児に交通安全教材を配付します。	安全安心課 保育園児・幼稚園児・保護者
幼児交通安全指導者の育成	保育園児・幼稚園児の保護者を対象にした研修会を実施します。	安全安心課 保育園児・幼稚園児の保護者

事業名	事業概要	担当課 対象者
新入学児童交通安全帽の無料配付	新入学児童に交通安全帽を配付します。	安全安心課 新入学児童
交通安全関連設備の整備	道路反射鏡・防護柵・区画線などの設置を進めます。	安全安心課 市民
交通少年団指導育成の活動支援	交通安全啓発のための小学生による鼓笛パレードや学区における交通安全啓発活動を実施します。	安全安心課 小学生
交通安全教室の実施	交通ルールの学習や自転車の乗り方などを指導するために、交通安全教室を実施します。	教育委員会事務局学校指導課 小学校3年生
チャイルドシートの貸出	ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートを無料で貸し出します。	安全安心課 乳幼児・保護者

【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成26年度）
幼児に対する交通安全教室の実施回数	75回（H20）	77回
幼児交通安全指導者の育成（研修会の開催回数）	1回（H21）	1回
交通安全教室の実施	全小学校（H21）	全小学校



(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり

【現状と課題】

凶悪犯罪が増加している昨今、子どもたちが犯罪に巻き込まれ、被害者になってしまうケースが増加しています。

本市の刑法犯罪発生件数は、平成16年をピークに減少傾向にあるものの、児童への不審な声かけなどの被害は後を絶ちません。このような状況に対応し、本市では、小学生への防犯ホイッスルの配付や、中学生に防犯ブザーの配付を行うとともに、各学校などにおいて防犯教室を実施しています。また、通学路の整備やボランティアによる見守りやメールによる防犯情報の配信などを通じて、子どもたちの安全・安心な登下校の環境づくりに努めています。

犯罪の防止には、特に地域の見守りが大きな効果を発揮します。全市的に広がっている自主防犯活動団体のより一層の活動の活性化が期待されます。

子どものかけがえのない命を守るためにも、地域ぐるみで防犯活動を行い、各関係機関、団体などが協力し合って子どもを守る体制を構築していく必要があります。

【今後の方向性】

- 学校教育や家庭教育、地域での活動を通じて、子どもの防犯についての理解や知識を高め、自分の身を守る意識を根づかせます。
- 子どもが地域の中で安全に暮らせる環境づくりに向け、犯罪情報などの迅速な共有体制を整備します。
- 犯罪などの抑止や未然防止のため、地域住民が主体となった地域の自主防犯活動を支援します。
- 防犯灯の設置など通学路などの安全対策を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
不審者侵入への対策訓練の実施	不審者の侵入を想定した訓練を小学校を中心に実施します。	安全安心課・保育課・教育委員会事務局学校指導課 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生
防犯ホイッスルの配付	毎年小学新1年生に防犯ホイッスルを配付します。	安全安心課 小学校新1年生
防犯ブザーの配付	毎年中学新1年生に防犯ブザーを配付します。	安全安心課 中学校新1年生
防犯教室の開催	岡崎署と合同で小学校などにおいて防犯教室を開催します。	安全安心課 小学生など
防犯情報メールの配信	携帯電話向けに不審者情報などを防犯情報メールとして配信します。	安全安心課 市民

事業名	事業概要	担当課 対象者
自主防犯活動団体への支援	研修会の開催やパトロール用資材の配付・貸与などにより、地域の自主防犯活動団体の活動を支援します。	安全安心課 市民
地域防犯ネットワーク	犯罪情報などを警察などの関係機関や庁内各課との連携により、いち早く共有できるよう対応します。	安全安心課 市民
模擬パトロールカーによる巡回	連れ去りなどの犯罪抑止のため、警察OBの嘱託職員が模擬パトロールカーで市内を巡回します。	安全安心課 市民
青色回転灯パトロールの推進	自主防犯活動団体が自家用車に青色回転灯を装着して巡回する青色回転灯パトロールを推進するため、講習会を開催し警察や運輸局への申請手続きを積極的に支援します。	安全安心課 市民
防犯灯整備事業	生活道路・通学路で地元要望のある箇所に防犯灯を設置します。	安全安心課 市民
防犯施設・設備整備事業	保育園・幼稚園・小学校・中学校において、防犯施設・設備の整備を進めます。	こども育成課 教育委員会事務局施設課 保育園児・幼稚園児・小学生・中学生

【数値目標】

項目	現状値（基準年度）	目標値（平成 26 年度）
防犯教室の開催回数	19 回 (H20)	25 回



(3) いじめや不登校などの児童・生徒への対策の充実

【現状と課題】

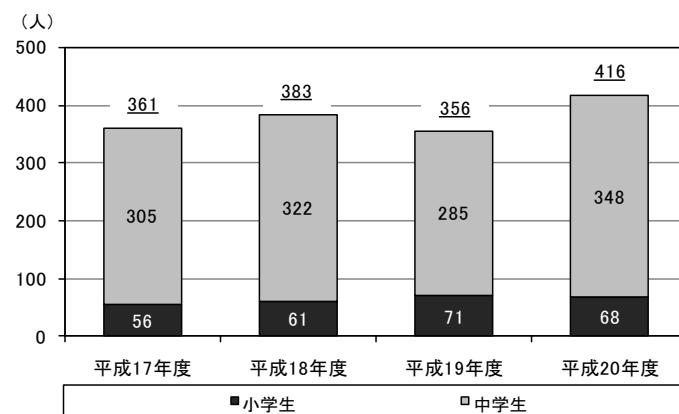
いじめや不登校については、これらの防止とともに被害を受けた子どもへの適切な保護やケアを進めることが重要です。

アンケート調査結果では、「教育環境をよくしていくために力を入れる必要があること」について、小学生児童の5割弱が「いじめや不登校の対応など心の健康づくり」と回答しており、本市においても、より一層の対策の充実が求められています。また、相談機関（家庭児童相談室など）についての就学前児童の認知度・利用度では、「知らない」が4割弱、「知っているが利用したことがない」が6割弱となっており、相談機関についての広報・周知が求められています。

現在本市では、子どもの心の問題への支援として、不登校や引きこもりなど、問題を抱える児童・生徒に対し、保健室などでの通学や適応指導教室の実施で対応しています。また、学校にスクールカウンセラーを配置することで、保護者や生徒への相談・支援が効果をあげています。さらに平成22年1月より、岡崎市教育相談センターに各種の相談機能を集約し、一体的な相談体制を整備することで、よりきめ細かな対応が可能となります。

いじめは、子どもの心に深い傷を負わせることから、より一層の早期発見を進め、子どもの精神的な立ち直りを支援するためのカウンセリング、保護者に対する助言など、学校などとも連携を図りながらきめの細かな支援を実施することが求められています。

■不登校児童・生徒数の推移



資料：教育委員会事務局学校指導課

【今後の方向性】

- 学校現場へのスクールカウンセラーの配置などを通じて、児童・生徒の心の問題の早期発見・早期対応に努めます。
- 支援が必要な不登校児童・生徒に対し、学校復帰のための適応指導や保護者への相談を実施し、支援を行います。
- 必要な人に適切な相談支援が展開されるよう、教育相談センターや家庭児童相談室の広報・周知に努めます。
- いじめや不登校など配慮が必要な子どもに対し、指定校の変更や区域外就学などを柔軟に行い、学校への復帰をサポートします。

【主な推進事業】

事業名	事業概要	担当課 対象者
いじめ問題行動対策	いじめ・問題行動に対する教員の力量向上のための研究や研修、夜間の家庭訪問やパトロール活動を行います。	教育委員会事務 局学校指導課 小学生・中学生・教員
スクールカウンセラーの派遣	児童・生徒の問題行動解決及び心のケアのため、スクールカウンセラーを派遣します。	教育委員会事務 局学校指導課 小学生・中学生・教員
心身障がいによる不登校児への心身医学療法	心身障がいに起因する不登校児への心身医学療法を実施します。	市民病院 小学生
少年愛護センター	少年の問題行動、非行防止のための街頭補導や青少年に対する助言・相談・指導を行います。	教育委員会事務 局社会教育課 小学生・中学生など・保護者
教育相談センター	心のケアと学校への復帰支援のために、不登校児童・生徒やその保護者に対する相談・支援を教育相談センター内のハートピア岡崎で実施します。 心の悩みを持つ児童・生徒や保護者の相談を専任の臨床心理士が行います。	教育委員会事務 局学校指導課 小学生・中学生・保護者
心の電話おかげ	悩みを持つ子どもや保護者に対して、電話での助言・指導を行います。	教育委員会事務 局学校指導課 小学生・中学生・保護者
指定校変更区域外就学の許可	教育的配慮などの理由で必要と認めた場合、指定校変更区域外就学を許可します。	教育委員会事務 局学校指導課 小学生・中学生